

山梨県公報

第二千五百十一号

平成二十七年

五月二十一日

木曜日

目次

- 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音
について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規
制基準の一部改正……………三三五
- 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号の規定
による区域の指定の一部改正……………三三五
- 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指
定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の一部改正……………三三六
- 振動規制法施行規則別表第一付表第一号の規定による区域の指定の一部改
正……………三三六
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………三三六
- 道路の区域変更……………三三六
- 一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防
火上及び衛生上支障がないことの認定……………三三七
- 教育委員会
- 平成二十八年年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について……………三三七
- 公安委員会
- 技能検定員等審査の実施……………三四〇

告示

山梨県告示第七十六号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規
制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準(昭和五十二年山
梨県告示第六十六号)の一部を次のように改正し、平成二十七年七月一日から施行する。
平成二十七年五月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

二中「並びに老人福祉法」を「老人福祉法」に改め、「特別養護老人ホーム」の下

に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
(平成十八年法律第七十七号) 第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加
える。

(経過措置)

平成二十七年四月一日において既に第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内
に所在する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
(平成十八年法律第七十七号) 第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地
の周囲おおむね五十メートルの区域内に設置されている特定工場等のうち同日からの
告示の施行の日までの間に当該特定工場等に係る特定施設の変更(当該変更により特定
工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する
地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準ただし書の規定を適用
した場合における規制基準値を超えることとなるものに限る。)をしたもの(当該変更
に係る工事を行っているものを含む。)又は平成二十七年四月一日からこの告示の施行の
日までの間に当該区域内において新たに特定工場等に該当することとなった工場若しく
は事業場(当該該当することとなる工事を行っているものを含む。)に係る規制基準につ
いては、この告示の施行の日から一年間は、なお従前の例による。

山梨県告示第七十七号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号の規定による区域
の指定(昭和五十二年山梨県告示第六十七号)の一部を次のように改正し、平成二十七
年七月一日から施行する。
平成二十七年五月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

二に次のように加える。

6 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成
十八年法律第七十七号) 第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園
(経過措置)

この告示の施行の際現に第四種区域のうち就学前の子どもに関する教育、保育等の総
合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号) 第二条第七項に規定する
幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね八十メートル以内の区域において行われ
ている特定建設作業については、当該特定建設作業が終了するまでの間は、この告示に
よる改正後の特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号の規定
による区域の指定二六の規定は、適用しない。

山梨県告示第七十八号

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準（昭和五十四年山梨県告示第百号）の一部を次のように改正し、平成二十七年七月一日から施行する。

平成二十七年五月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

二中「並びに老人福祉法」を「老人福祉法」に改め、「特別養護老人ホーム」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

（経過措置）

平成二十七年四月一日において既に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内に設置されている特定工場等のうち同日からこの告示の施行の日までの間に当該特定工場等に係る特定施設の変更（当該変更により振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準二ただし書の規定を適用した場合における規制基準値を超えることとなるものに限る。）をしたもの（当該変更に係る工事を行っているものを含む。）又は平成二十七年四月一日からこの告示の施行の日までの間に当該区域内において新たに特定工場等に該当することとなった工場若しくは事業場（当該該当することとなる工事を行っているものを含む。）に係る規制基準については、この告示の施行の日から一年間は、なお従前の例による。

山梨県告示第七十九号

振動規制法施行規則別表第一付表第一号の規定による区域の指定（昭和五十四年山梨県告示第百一十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年七月一日から施行する。

平成二十七年五月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

二に次のように加える。
6 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園
（経過措置）

この告示の施行の際現に振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準（昭和五十四年山梨県

告示第百号）の別添図面中において赤色に色分けした区域のうち就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね八十メートル以内の区域において行われている特定建設作業については、当該特定建設作業が終了するまでの間は、この告示による改正後の振動規制法施行規則別表第一付表第一号の規定による区域の指定二六の規定は、適用しない。

山梨県告示第八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年五月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山梨市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、山梨市（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年六月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	
	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北都留郡丹波山村字大常木一四四六番の一地先から 北都留郡丹波山村字大常木一四四六番の一地先まで	旧	一五・六 二六・三
	新	一七・七 四一・五
		一二〇・六

山梨県告示第百八十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第一項の規定により一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、同条第八項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年五月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 認定番号
山梨県指令建住第六百七十四号
- 二 認定対象区域
甲斐市中下字金ノ宮五百二十六番一、五百二十六番八
- 三 認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所
山梨県県土整備部建築住宅課

教育委員会

●平成二十八年年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について
平成二十八年年度山梨県公立高等学校（甲陵高等学校は、別途北杜市教育委員会が定める。）入学者選抜の基本事項を次のとおり定める。
平成二十七年五月二十一日

山梨県教育委員会

委員長 石 川 洋 司

I 全日制の課程における前期募集

一 実施校

すべての高等学校、学科において前期募集を実施する。

二 募集人員

前期募集の募集人員は、募集定員のうち、次の1から4のそれぞれの範囲の中から各高等学校長が決定した比率をもとに、教育委員会が定める。

- 1 普通科については、募集定員の四〇％以内
- 2 理数科、英語科、文理科、英語理数科等（以下「専門教育学科」という。）については、募集定員の四〇％以内
- 3 職業に関する学科については、募集定員の五〇％以内
- 4 総合学科については、募集定員の五〇％以内

三 出願資格

前期募集に出願できる者は、次の条件をいずれも満たす者とする。

- 1 中学校若しくはこれに準ずる学校を平成二十八年三月に卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を同月に修了する見込みの者
- 2 当該高等学校を志望する動機や理由が明白・適切であり、各高等学校が定める「出願の条件」に適合すると自ら考える者

四 出願の制限

出願は、一人一校、一学科に限る。

五 出願期間

平成二十八年一月二十日（水）（一括受付）、同月二十一日（木）の午前九時から午後四時まで及び同月二十二日（金）の午前九時から正午まで

六 検査

- 1 検査方法
面接のほか、各高等学校長が必要と認める場合は、特色適性検査、特技、個性表現のいずれか（複数可）を併せて実施する。
- 2 検査期日
平成二十八年二月二日（火）及び同月三日（水）

七 選抜方法

各高等学校が定める「選抜資料比重」に基づき、調査書、学習活動及び生活状況に関する所見、面接及び各高等学校長が定める検査の成績を総合判定し、選抜する。

八 入学許可予定者の内定

各高等学校長は、平成二十八年二月九日（火）午前十一時から午後四時までの間

に中学校長に校長あての前期募集選抜結果内定通知書を交付するとともに、受検者あての前期募集選抜結果通知書を交付する。ただし、中学校長が郵便等による交付を希望する場合には、事前に依頼することとする。

九 入学許可予定者の発表

全日制の課程における後期募集の入学許可予定者と併せて行う。

II 全日制の課程における後期募集

一 募集人員

後期募集の募集人員は、募集定員から前期募集の入学許可予定者として内定された者の数を減じた数をもとに、教育委員会が定める。

二 出願資格

後期募集に出願できる者は、次の条件のいずれかを満たす者とする。

- 1 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成二十八年三月に卒業する見込みの者
- 2 中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成二十八年三月に修了する見込みの者
- 3 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者又は平成二十八年三月に修了する見込みの者
- 4 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は平成二十八年三月に修了する見込みの者
- 5 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として文部科学大臣の指定した者
- 6 保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子等で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 7 その他高等学校において、中学校を卒業し、又は修了した者と同等以上の学力があると認められた者

三 出願の制限

- 1 出願は、一人一校とする。
- 2 前期募集の入学許可予定者として内定された者は、後期募集に出願することはできない。
- 3 定時制及び通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部と併願することもできない。
- 4 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科の二学科以上が設置されている場合、志願する学科のほかに第二希望まで志望順位を付けることができる。
- 5 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科があり、小学科別に募集を

実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第二希望まで志望順位を付けることができる。

四 出願期間

平成二十八年二月十九日（金）（一括受付）、同月二十二日（月）の午前九時から午後四時まで及び同月二十三日（火）の午前九時から正午まで

五 学力検査

1 検査教科及び配点

ア 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（リスニング検査を含む。）の五教科とする。

イ 配点は、各検査教科百点とする。ただし、専門教育学科及び普通科のコースの指定については、検査教科の配点を変えて行うことがある。

2 検査期日

平成二十八年三月三日（木）

3 検査時間

国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。

六 選抜方法

1 調査書の記録及び学力検査の成績を総合判定し、選抜する。

2 判定に当たっては、調査書の記録と学力検査の成績を同等に扱う。

七 入学許可予定者の発表

平成二十八年三月十一日（金）の午前十一時

III 全日制の課程における再募集

一 実施校

入学者選抜の結果、高等学校において、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。

二 出願資格

再募集に出願できる者は、全日制課程における後期募集又は定時制の課程における入学者選抜の学力検査受検者（病気等やむを得ない理由により学力検査を受検することができなかったと志願先高等学校長が認める者を含む。）で、出願時に、県内の公・私立のいずれの高等学校にも合格していない者とする。

三 出願の制限

- 1 出願は、一人一校とする。
- 2 定時制及び通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部の再募集と併願することもできない。
- 3 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科の二学科以上があり、二学

科以上で募集を実施している場合、志願する学科のほかに第二希望まで志望順位を付けることができる。

- 4 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科があり、小学科別に二つ以上で募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第二希望まで志望順位を付けることができる。

四 出願期間

平成二十八年三月十一日（金）の午後一時から午後四時まで、同月十四日（月）の午前九時から午後四時まで及び同月十五日（火）の午前九時から正午まで

五 検査

1 検査方法

面接のほか、作文又は新たに行う学力検査を実施する。

2 検査期日

平成二十八年三月十六日（水）

六 選抜方法

学力検査の成績及び調査書の記録と併せて、再募集に当たって実施する面接の結果並びに作文又は新たに行う学力検査の成績を総合判定し、選抜する。

七 入学許可予定者の発表

平成二十八年三月十八日（金）の午前十一時

IV 定時制の課程における入学者選抜

一 出願資格

全日制の課程における後期募集に準ずる。

二 出願の制限

1 出願は、一人一校とする。

2 全日制の課程における前期募集の入学許可予定者として内定された者は、出願することはできない。

3 全日制及び通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部と併願することもできない。

4 中央高等学校を志願する者は、学科・部にとられず、第二希望まで志望順位を付けることができる。

5 甲府工業高等学校を志願する者は、小学科に第二希望まで志望順位を付けることができる。

三 出願期間

平成二十八年二月十九日（金）（一括受付）、同月二十二日（月）の午前九時から午後四時まで及び同月二十三日（火）の午前九時から正午まで

四 検査

1 検査方法

学力検査及び面接を実施する。

2 学力検査の検査教科及び配点

ア 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（リスニング検査を含む。）の五教科とする。

イ 配点は、各検査教科百点とする。

3 検査期日

平成二十八年三月三日（木）及び同月四日（金）

4 検査時間

国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。

五 選抜方法

調査書の記録、学力検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

六 入学許可予定者の発表

平成二十八年三月十一日（金）の午前十一時

V 定時制の課程における再募集

一 実施校

定時制の課程を設置する高等学校で、入学者選抜の結果、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。

二 出願資格

全日制の課程における後期募集に準ずる。

三 出願の制限

1 出願は、一人一校とする。

2 全日制及び定時制の課程並びに特別支援学校高等部における入学許可予定者は、出願することはできない。なお、全日制の課程及び特別支援学校高等部における再募集に出願した者は、その入学許可予定者の発表があるまで出願することはできない。

3 通信制の課程と併願することはできない。

4 中央高等学校が二つ以上の学科・部で募集を実施している場合、志願する者は、学科・部にとられず、第二希望まで志望順位を付けることができる。

5 甲府工業高等学校が二つ以上の小学科で募集を実施している場合、志願する者は、その小学科に第二希望まで志望順位を付けることができる。

四 出願期間

平成二十八年三月十六日（水）、同月十七日（木）、同月十八日（金）の午前九

時から午後四時まで及び同月二十二日(火)の午前九時から正午まで

五 検査

1 検査方法

再募集に当たつての学力検査及び面接を実施する。

2 学力検査の検査教科

検査教科は、国語、数学及び英語の三教科とする。

3 検査期日

平成二十八年三月二十三日(水)

六 選抜方法

調査書の記録、再募集に当たつての学力検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

七 入学許可予定者の発表

平成二十八年三月二十五日(金)の午前十一時

VI 実施要項

詳細については、別に定める「平成二十八年度山梨県公立高等学校入学者選抜実施要項」による。

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法(昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。)第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「技能検定員審査」という。)及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「教習指導員審査」という。)を次のとおり実施する。

平成二十七年五月二十一日

山梨県公安委員会

委員長 小野 堅太郎

一 審査の種類

1 技能検定員審査

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許をいう。以下同じ。)及び大型自動車第二種免許等(大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許をいう。以下同じ。)に係る各技能検定員審査

2 教習指導員審査

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査

二 審査日時及び場所

1 審査日時

平成二十七年六月二十三日(火)、六月二十五日(木)及び六月二十六日(金)の午前九時から午後五時まで

2 審査場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

三 受付期間及び場所

1 期間

平成二十七年六月八日(月)から平成二十七年六月十六日(火)まで

2 場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査

技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査

教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

(一) 大型自動車免許及び中型自動車免許 二万三千四百五十円

(二) 普通自動車免許 一万九千六百五十円

(三) 特定第一種運転免許 一万四千五百円

(四) 大型自動車第二種免許等 二万七千七百円

2 教習指導員審査

(一) 大型自動車免許及び中型自動車免許 一万四千九百五十円

(二) 普通自動車免許 一万四千九百五十円

一万千八百円

(三) 特定第一種運転免許

九千四百円

(四) 大型自動車第二種免許等

一万二千七百五十円

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し、申請すること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番